

とうにうん

第 22 号 2013 年 4 月 25 日
J R 東 海 労 東 二 運 分 会
責 任 者 庭 山 義 輝
編 集 教 宣 部

添乗と称した、パワハラ・いじめに 喝！

特定の運転士に対して、異常な添乗が繰り返し行われています。運転中に執拗な試問を繰り返し、答えられなければ叱責され、普通の精神状態で運転の集中することができません。過去においても同じようなことがありました。体調を壊す人もいました。運転士は、精神的な苦痛の中で作業をしなければなりません。長時間の勤務や異常時の対応など緊張をしながら乗務しているなかで、こうした事態は安全上非常に問題です。精神的苦痛を与える添乗が、ミスや事故を誘発する恐れがあることを心配します。

特定の運転士に対して集中した添乗を行う根拠は何か？また、添乗と称しつつ、その本質は精神的動揺を与える運転妨害に他ならず、パワハラ・いじめと言っても過言ではありません。

訓練中に質問、答えられないときどう思いますか？

訓練中に質問をすると「時間がない」などと言い訳をし、「指導科に来てください」と言っていますが、運転中の運転士には言い訳ができません。その場で瞬時に判断し、異常時にはミスなく処置を行わなければなりません。こうしたことは運転士を経験されている管理者の皆さんが、一番理解しているのではないのでしょうか。わかりながら行っている添乗中の試問や叱責であれば、安全上非常に問題のある犯罪行為的ではないのでしょうか。

責任追及では、事故は無くなりません！

事故を起こさない、事故の再発を少しでも無くすことは私たち乗務員の当然の思いです。しかし、誤って事故を起こした時に、人権を無視したような責任追及では事故は無くなりません。原因を追求していくことが大事です。責任追及では誰にもプラスにはなりません。

要員不足により年休が満足に入らないなか、休日出勤を行い、業研やQCなど様々なサービス労働を行い貢献されている皆さんのご苦勞はいかばかりか。私たちは、米原の若い社員のように、自ら命を落とすようなことはあってはならないと思います。心ない管理者の対応・一言により、精神的苦痛から命を断つこともあるのです。明るい職場環境をつくるのは管理者の皆さんの心ひとつではないのでしょうか。

東海労は、権力をかさに社員をいじめるような管理者を絶対に許すことなく、断固追及し闘います。